

保険を義務化するために必要となる条件整備に関する主な論点

～これまでの議論で出された主な論点～

■ 整備すべき保険が備えるべき要件

- 加入を希望する住宅事業者が加入できること
- 住宅事業者が倒産等により賠償能力を喪失した場合にも被害者の救済が図られること
- 瑕疵による不具合発生時に約定した保険金額が支払われること
- 保険加入の条件が、住宅事業者の事故履歴、対象住宅の瑕疵による不具合発生の可能性等を反映したものであること

■ 保険キャパシティの確保等

- 支払限度額の設定（1棟あたり、1事故あたり、1事業者あたり 等）
- 保険プールの設置
- 料率算定機構の活用
- 政府関与の必要性

■ 被害者に対する公平及び保険制度の安定の確保

- 保険約款・損害査定方法等の統一
- 保険会社間での保険料率の統一
- 保険プールの設置（再掲）
- 政府関与の必要性（再掲）

■ 故意・重過失や地震災害に対する免責

■ 保険制度の円滑な運用を支える仕組み

- 保険加入審査、瑕疵認定、損害査定等に関する第三者機関の活用
- 保険金支払い等に関する紛争処理のための第三者機関の活用